

総合事業のサービスにおける暫定利用の考え方 1

○要支援認定者が要支援認定の区分変更の結果、要介護認定になった場合【要支援認定 ⇒ 要介護認定】

取り扱いは以下の(1)又は(2)のとおり。

(1)従来通り、区分変更申請日に遡り介護給付のサービスを算定する。

(2)介護給付のサービスの利用を開始するまでの間は要支援認定者として取り扱い、総合事業のサービスを算定する。(総合事業のサービスの特例)

No.	利用しているサービス	取り扱い
1	<u>予防給付のみ</u> を利用していた場合 【例】 ・介護予防福祉用具貸与	(1)の取り扱いとなる。 介護給付の福祉用具貸与に置き換えて、申請日に遡り介護給付として算定。
2	<u>総合事業の現行相当サービスのみ</u> を利用していた場合 【例】 ・介護予防型訪問サービス	介護給付の訪問介護に置き換えて、申請日に遡り介護給付として算定することが可能。
3	<u>総合事業の緩和型サービスのみ</u> を利用していた場合 【例】 ・生活援助型訪問サービス	介護給付には総合事業の緩和型サービスは存在しないため、介護給付のサービスの利用を開始するまでの間は要支援認定者として取り扱い、総合事業の緩和型サービスを算定することが可能。
4	<u>予防給付と総合事業の現行相当サービス</u> を利用していた場合 【例】 ・介護予防福祉用具貸与(予防給付) ・介護予防型訪問サービス(総合事業の現行相当サービス)	介護給付の福祉用具貸与・訪問介護に置き換えて、申請日に遡り介護給付として算定することが可能。
5	<u>予防給付と総合事業の緩和型サービス</u> を利用していた場合 【例】 ・介護予防福祉用具貸与(予防給付) ・生活援助型訪問サービス(総合事業の緩和型サービス)	介護給付のサービスの利用を開始するまでの間は要支援認定者として取り扱い、予防給付と総合事業の緩和型サービスを算定することが可能。
6	<u>総合事業の現行相当サービスと総合事業の緩和型サービス</u> を利用していた場合 【例】 ・介護予防型通所サービス(総合事業の現行相当サービス) ・生活援助型訪問サービス(総合事業の緩和型サービス)	介護給付のサービスの利用を開始するまでの間は要支援認定者として取り扱い、総合事業の現行相当サービスと緩和型サービスを算定することが可能。